

三次市監査委員告示第2号



地方自治法第199条第4項の規定により工事監査を実施したので、
同条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

三次市監査委員 升 本 美知子
三次市監査委員 竹 原 孝 剛



(別紙)

第1 監査対象工事

工事名：(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事 建築主体工事

請負金額：1,300,200,000円(税込)

工期：令和4年3月19日から令和5年3月31日

所管部署：三次市教育委員会学校教育課

※監査は、当初契約における関係書類で実施

第2 監査の実施期間

令和4年11月28日から令和5年2月28日

第3 監査の方法

令和4年度に施工中の工事の中から1件を抽出し、計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理等が適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類の提出を求め、調査するとともに、各部署の担当者から説明を聴取した。

また、工事施工箇所の現地調査を行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人 大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士1名の派遣を受けた。

第4 監査の結果

工事に係る関係書類及び施工状況を調査した結果、概ね良好であると認められた。

第5 監査委員の意見

公共工事の実施にあたっては、今後も環境へ十分に配慮されるとともに、技術士から意見、要望のあった事項について改善を図られ、技術水準の向上及び安全管理に対する意識の向上に努められたい。

また、三次市の財政状況もふまえ、最小の経費で最大の効果が得られるよう事業執行の効率化を図り、市民生活の向上に努められたい。